

令和5年度夏期一斉取締り 実施結果

●実施期間

令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

●生食用又は加熱不十分な食肉等の販売・提供に関する監視指導結果（食肉を取り扱う施設（消費者に直接販売・提供する施設）

1. 立入りを行った施設数：532施設

2. 1のうち生食用又は不十分な加熱での販売・提供について指導した施設数（実数）

：5施設

●鶏肉を飲食店営業者に販売する施設（食肉処理業者、卸売業者等）に関する監視指導結果

1. 立入りを行った施設数：12施設

2. 1のうち加熱が必要である旨の情報伝達について指導した施設数（実数）：0施設

●大量調理施設等（弁当屋、仕出し屋、旅館、学校、病院等）に対する監視指導結果

1. 立入りを行った施設数：99施設

2. 1のうち通知文書、手引書等の配布（情報提供）又は通知文書、手引書等を用いて指導した施設数：56施設

●食品等の表示に係る監視指導結果

延べ154施設に監視指導を実施し、違反はありませんでした。

また、収去検査を35検体実施し、違反はありませんでした。

【許可を要する食品関係営業施設】

区 分	表示に関する調査・監視指導 延べ施設数	表示基準違反発見延べ施設 数
飲食店営業	7	0
一般食堂・レストラン・料理店	7	0
すし屋	0	0
そば・うどん屋	4	0
旅館	1	0
仕出し屋・弁当屋	1	0
カフェ・バー・キャバレー	0	0
喫茶店	0	0
その他	75	0
調理の機能を有する自動販売機	0	0
食肉販売業	7	0
魚介類販売業	4	0
魚介類競り売り営業	0	0

集乳業	0	0
乳処理業	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0
食肉処理業	1	0
食品の放射線照射業	0	0
菓子製造業	8	0
アイスクリーム類製造業	0	0
乳製品製造業	0	0
清涼飲料水製造業	0	0
食肉製品製造業	0	0
水産製品製造業	0	0
氷雪製造業	0	0
液卵製造業	0	0
食用油脂製造業	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	0	0
酒類製造業	0	0
豆腐製造業	1	0
納豆製造業	0	0
麺類製造業	1	0
そうざい製造業	2	0
複合型そうざい製造業	1	0
冷凍食品製造業	0	0
複合型冷凍食品製造業	0	0
漬物製造業	0	0
密封包装食品製造業	0	0
食品の小分け業	0	0
添加物製造業	1	0
合計	114	0

【届出を要する食品関係営業施設】

区分	表示に関する調査・ 監視指導延べ施設数	表示基準違反発見 延べ施設数
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	0	0
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	0	0

乳類販売業	4	0
氷雪販売業	0	0
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	0	0
弁当販売業	0	0
野菜果物販売業	2	0
米穀類販売業	0	0
通信販売・訪問販売による販売業	0	0
コンビニエンスストア	1	0
百貨店、総合スーパー	0	0
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	1	0
その他の食料・飲料販売業	2	0
添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	0	0
いわゆる健康食品の製造・加工業	0	0
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	0	0
農産保存食料品製造・加工業	0	0
調味料製造・加工業	0	0
糖類製造・加工業	0	0
精穀・製粉業	0	0
製茶業	0	0
海藻製造・加工業	0	0
卵選別包装業	0	0
その他の食料品製造・加工業	0	0
行商	0	0
集団給食施設	30	0

器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	0	0
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	0	0
その他	0	0
合計	40	0

【食品の収去検査】

区分	検査した収去検 体数（国産品）	検査した収去検 体数（輸入品）	違反検体数
魚介類	16	0	0
魚介類加工品	0	0	0
食肉	0	0	0
食肉製品及び食肉加工品	0	0	0
卵及びその加工品	0	0	0
乳	0	0	0
乳製品及び乳類加工品	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0
穀物	0	0	0
めん類	0	0	0
もち	0	0	0
菓子類	0	0	0
（上記以外の）穀類加工品	0	0	0
生鮮野菜及び果物	12	5	0
野菜果物乾燥品及び加工品	0	0	0
豆腐及びその加工品	0	0	0
漬物	0	0	0
（上記以外の）野菜・果物の加工品	0	0	0
そうざい及びその半製品	0	0	0
弁当	0	0	0
冷凍食品			
無加熱摂取冷凍食品	0	0	0
凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品	0	0	0
凍結前未加熱加熱後摂取冷凍食品	0	0	0
生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0
かん詰又はびん詰食品	0	0	0

清涼飲料水	0	0	0
酒精飲料	0	0	0
氷雪	2	0	0
水	0	0	0
調味料	0	0	0
その他の食品	0	0	0
添加物及びその製剤	0	0	0
合計	30	5	0